

一般廃棄物処理基本計画（令和8年3月）【概要版】

第1章 一般廃棄物処理基本計画

【計画策定の趣旨】

○さらなるごみ減量と循環型社会・脱炭素社会・自然共生社会の統合的展開による地域循環共生圈形成を目指して、食品ロス削減やプラスチックの排出抑制、SDGsを考慮し、今後の本市におけるごみの排出抑制、再生利用、適正処理及び生活排水処理の推進を図ることを目的とし、見直す。

【計画の位置づけ及び諸計画との関係】

○「第五次循環型社会形成推進基本計画」、「大阪府循環型社会推進計画」、「高石市総合計画」及び泉北環境整備施設組合の一般廃棄物処理基本計画等との整合を図る。

【計画範囲、期間】

○計画範囲は本市行政区域全域とし、本市域で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とする。
計画期間は令和8年度を初年度、令和22年度を計画目標年度とする。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみの基本方針

【計画の基本的な考え方】

○より一層のごみ減量化や適正な処理、処分を進めるため、長期的、総合的かつ計画的な視点に立った一般廃棄物処理の基本的な方向性を定める。

【基本理念及びごみ処理の基本的な方向性】

○前回計画の基本理念及び基本的な方向性を引き継ぐ。3つの基本的な方向の協働・連携により、基本理念の実現を目指す。

循環型社会の構築から確立へ －適正生産・適正消費・適正廃棄－

循環型地域経済システムの構築

循環型廃棄物システムの構築

循環型廃棄物マネジメントシステムの構築

【ごみ処理の目標設定】

○ごみの減量化はごみの資源化を含めて推進するものとし、前回計画のごみの減量化目標を引き継ぐ。

【ごみ排出量の減量化目標】令和8年度～令和22年度 50%減

※減量化目標の対象は、家庭系ごみ及び事業系ごみ（資源ごみ等を除く）とする。

第2節 ごみ処理事業の概況

【現状ごみ処理システム】

○普通（可燃）ごみ、資源ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの4分別、さらに資源ごみは缶ビン類、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の3区分4品目に細分類し、排出している。

○家庭系ごみは、平成19年1月から粗大ごみの有料収集を実施し、平成25年4月からは普通（可燃）ごみ収集の一部従量制を実施している。

○事業系ごみは、平成21年1月から指定ごみ袋（有料）による排出が義務づけられている。

○生ごみ処理機等購入補助金交付制度、有価物集団回収奨励金交付事業、あき缶圧縮機の貸し出しなどにより、減量化・資源化を推進している。

○本市のごみは、泉北環境整備施設組合の泉北クリーンセンターで処理している。

【ごみ焼却施設（300t/24h）／粗大ごみ処理施設（40t/5h）／資源化センター（25t/5h）】

また処理残渣等は、松尾寺山最終処分場及び大阪湾広域臨海環境整備センターにて埋立処分している。

【現状ごみ処理システムに係る課題点・留意点】

○家庭系普通（可燃）ごみ一部従量制による排出抑制効果等を今後も持続させ、かつ資源のさらなる回収を図るために、4Rの市民への周知・徹底を図る必要がある。

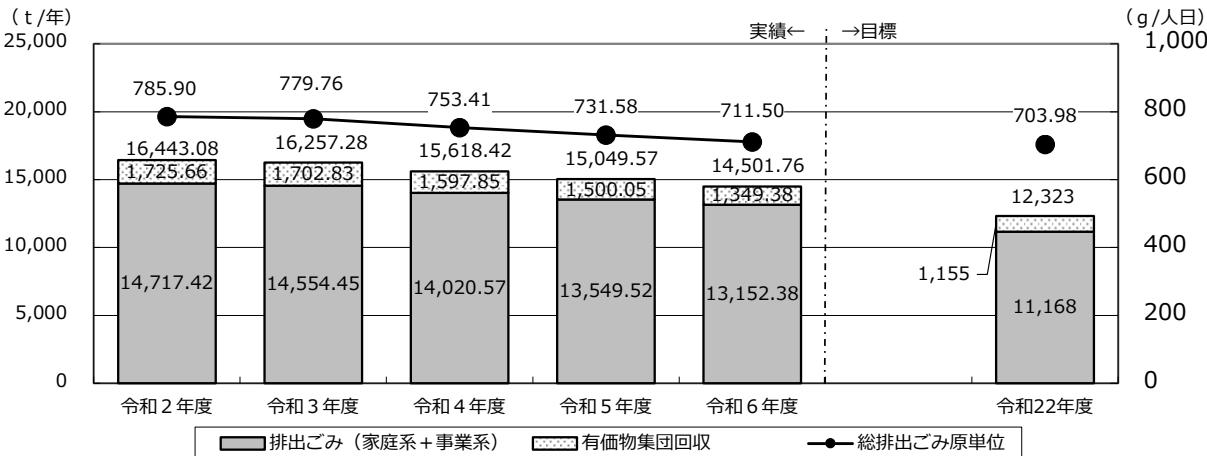
○組合及び構成市とともに国の方針に沿った分別のあり方について検討していく必要がある。

第3節 計画収集人口、ごみ量の将来予測

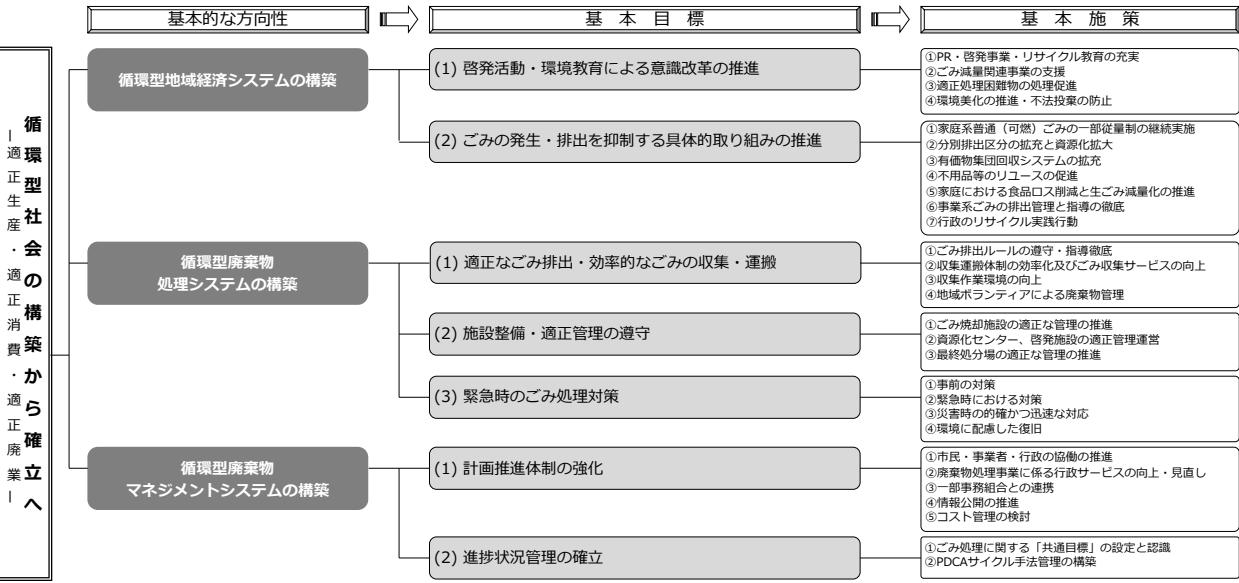
○計画収集人口は、「第3期高石市まち・ひと・しごと創生 総合戦略・人口ビジョン」（令和7年3月策定）の将来人口をベースに、令和6年度実績値で補正し予測した。

○家庭系総排出ごみ量と事業系ごみ量は、令和2年度から令和6年度までの過去5年間の実績原単位を基に推計した。推計にあたっては家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれの分類項目の収集形態別に推計した。

○さらに第1節に示す減量化目標を設定した。



第4節 ごみ処理の基本目標と基本施策



第3章 生活排水処理基本計画

○一般家庭や事業所等で発生した生活雑排水及びし尿は、将来も下水道処理、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿くみ取り及び未処理の各ルートを経由して放流する。

○収集した浄化槽汚泥及びし尿は組合第1事業所で処理し、処理過程で発生する脱水汚泥は埋立処分し、し渣は組合のごみ焼却処理施設で焼却処理する。

○河川等の公共用水域における生活排水による自然環境への負荷の低減を図るために、引き続き公共下水道の計画的な整備を推進していく。また下水管渠の整備を終了した地区は早期接続を促進していく。

【生活排水処理率の目標】 短期目標：令和12年度 95% 長期目標：令和22年度 99%

○し尿・浄化槽汚泥収集量の減少等を踏まえ、また災害時の収集運搬についても対応を考え、効率的な収集運搬体制を検討していく。